

鈴鹿市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 議会と市民の関係(第4条-第7条)

第4章 議会と執行機関との関係(第8条-第10条)

第5章 議会の組織及び会議の運営(第11条-第22条)

第6章 議員の政治倫理及び報酬(第23条・第24条)

第7章 政務調査費及び議員研修(第25条・第26条)

第8章 最高規範性及び見直し手続(第27条・第28条)

附則

鈴鹿市議会(以下「議会」という。)は、鈴鹿市民(以下「市民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、二元代表制のもと、同じく市民から選ばれた鈴鹿市長(以下「市長」という。)と、それぞれの特性を活かしながら、市民の負託に応える責務を負っている。

また、地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、議会は市政の議事機関として、団体意思の決定機能及び執行機関の監視・評価機能を発揮するため、市政の課題を明らかにしながら議員間での自由闊達な議論を通して、政策を決定していくことが求められている。

このようなことから、議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定を遵守するとともに、議会及び議員の活動原則等を定めて、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展を実現するためこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係を明らかにすることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。